



郡山市内でのお引越しの方へ

転居



郡山市内で転居された方の主な手順のご案内です。

※本人もしくは同世帯の方以外が転居届をする場合、委任状が必要です。

(その他手順に関することや、詳しい内容については担当課へお問合せください)

詳しくは郡山市ウェブサイトへ

	各制度など	手続内容 (□必要なもの)	窓 口					
			担当課	行政センター	郡山市民サービスセンター 火～金曜日 10時～17時15分 左記以外 ※月曜休館	緑ヶ丘市民サービスセンター		
共通	<input type="checkbox"/> 転居届	<input type="checkbox"/> 本人確認書類(運転免許証など) <input type="checkbox"/> 委任状(代理人が手続する場合) <input type="checkbox"/> 印鑑	市民課 (西庁舎1階) 024-924-2131	○	○	×	○	
※「△」は、転居届がお済みの方は手続できます。								
転居届時もしくは転居手続後	<input type="checkbox"/> 印鑑登録	●手続不要です	市民課 (西庁舎1階) 024-924-2131	/				
	<input type="checkbox"/> マイナンバーカード(個人番号カード) <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード (どちらかをお持ちの方)	●記載事項の変更手続をしてください □マイナンバーカード(個人番号カード)または住民基本台帳カード ※詳しくはお問合せください		○	○	×	○	
	<input type="checkbox"/> マイナンバーカード(個人番号カード)の公的個人認証サービス (取得している方)	●引き続き利用を希望する方は再取得が必要です □マイナンバーカード(個人番号カード) □本人確認書類 ※原則本人申請となります ※暗証番号が必要です		○	○	×	○	
	<input type="checkbox"/> 在留カード	●記載事項の変更手続をしてください □在留カードまたは特別永住者証明書		○	○	△	○	
子ども	<input type="checkbox"/> 児童手当 (受給者と児童が別居しない場合は手続不要)	●住所変更届及び申立書を提出してください	子ども支援課 給付係 (ニコニコ 子ども館2階) 024-924-2411	○	○	×	○	
	<input type="checkbox"/> こども医療費助成	●住所変更の手続をしてください □受給資格者証 □こどもの健康保険証		○	○ (即日交付不可)	×	○ (即日交付不可)	
	<input type="checkbox"/> 児童扶養手当	●住所変更の手続をしてください □児童扶養手当証書 □印鑑 等 (お問合せください)		○	×	×	×	
	<input type="checkbox"/> ひとり親家庭医療費助成	●住所変更の手続をしてください □受給資格者証		○	×	×	×	
	<input type="checkbox"/> 妊産婦健診	●手続不要です	子ども支援課 母子保健係 (ニコニコ 子ども館2階) 024-924-3691	/				
	<input type="checkbox"/> 乳幼児健診	●手続不要です		保健所 地域保健課 024-924-2163	/			
	<input type="checkbox"/> 予防接種	●手続不要です			/			
	<input type="checkbox"/> 保育所・幼稚園	●担当課へお問合せください	子ども育成課 (西庁舎3階) 024-924-3541	/				
	<input type="checkbox"/> 学校	●転学通知書と転入学指定通知書をお渡しします。転出校と転入校に提出してください。 ※転入学指定通知書は、転出校からの在学証明書等と一緒に転入校へ提出してください	学校教育推進課 (本庁舎5階) 024-924-2431	○	○	×	○	
	国保	<input type="checkbox"/> 国民健康保険	●変更の手続をしてください □国保の保険証(70～74歳の方は高齢受給者証も) □印鑑 □マイナンバーカード(個人番号カード)または通知カード	国民健康保険課 024-924-2141 (西庁舎1階)	○	○	△	○

	各制度など	手続内容 (□必要なもの)	窓 口				
			担当課	行政 センター	郡山市民 サービスセンター 火～金曜日 10時～ 17時15分	左記以外 ※月曜休館	緑ヶ丘 市民 サービス センター
国保	<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療	●変更の手続をしてください □後期高齢者の保険証 ※限度額の認定証なども変更の手続が必要 です	国民健康保険課 024-924-2141 (後期高齢者医療) 後期高齢者医療係 024-924-2146 (西庁舎1階)	○	×	×	×
年金	<input type="checkbox"/> 国民年金 (年金を受給している方)	●住所変更の手続が必要な方と不要な方 がいますので窓口でお問合せください		○	×	×	×
高齢者	<input type="checkbox"/> 介護保険	●住所変更の手続をしてください □介護保険被保険者証 (認定を受けている方は、その他各種証書等も)	介護保険課 (本庁舎1階) 024-924-3021	○	○	● 預かり	○
障がい福祉	<input type="checkbox"/> 各種障がいなどの手帳	●変更の手続をしてください □各種障がいなどの手帳 □印鑑 □マイナンバーカード(個人番号カード) または通知カード+本人確認書類 ※精神障害者保健福祉手帳は保健所地域保健課、療育 手帳は障がい福祉課が窓口となります	(身体・知的障がい) 障がい福祉課 (本庁舎1階) 024-924-2381	○ (富田以 外) ※身体障 害者手帳 のみ	×	×	×
	<input type="checkbox"/> 各種障がい者手当	●担当課へお問合せください		/			
	<input type="checkbox"/> 重度心身障がい者医療費助成	●変更の手続をしてください □各種障がいなどの手帳 □印鑑 □マイナンバーカード(個人番号カード) または通知カード+本人確認書類	(精神障がい) 保健所 地域保健課 024-924-2163	○ ※精神障 がいは除 く	×	×	×
	<input type="checkbox"/> 障害福祉サービス受給証	●担当課へお問合せください		/			
	<input type="checkbox"/> 自立支援医療	●担当課へお問合せください	(更生医療) 障がい福祉課 (本庁舎1階) 024-924-2381 (精神通院医療) 保健所 地域保健課 024-924-2163	/			
<input type="checkbox"/> 難病・精神保健	●担当課へお問合せください	保健所 地域保健課 024-924-2163	/				
その他	<input type="checkbox"/> 水道	●水道の使用開始の手続をしてください ●前住所の水道を利用しない場合は、水道の 使用中止の手続も必要です 詳細は担当課へお問合せください (土・日曜日、祝休日を除く3日前までに 行ってください) ※電話でも手続できます	上下水道局 お客様サービス センター 024-932-7641	/			
	<input type="checkbox"/> ごみ	●ごみの日カレンダーを配布しています (市民課でも取り扱っております) ●引っ越しに伴う一時的な多量ごみは、ク リーンセンターに自己搬入(手続をすると無 料となるものもあります)するか一般廃棄物 収集運搬許可業者に処理を依頼してください	3R推進課 (本庁舎1階) 024-924-2181	○	○	○	○
	<input type="checkbox"/> 原付・小型特殊自動車	●変更の手続をしてください □標識交付証明書 □印鑑	市民税課 (西庁舎2階) 024-924-2081	○ (富田以 外)	×	×	×
	《その他の車種にかかるお問合せ》 ①普通自動車 二輪の小型自動車(250ccを超えるバイク) 二輪の軽自動車(125ccを超え250cc以下のバイク) →東北運輸局福島運輸支局 ②三輪以上の軽自動車 →軽自動車検査協会コールセンター			①福島市吉倉 050-5540-2015 ②福島市吉倉 050-3816-1837			
<input type="checkbox"/> 飼い犬	●住所変更の手続をしてください	保健所 生活衛生課 024-924-2157	×	×	×	×	
<input type="checkbox"/> 町内会に関する事	●担当課へお問合せください	市民・NPO 活動推進課 (西庁舎3階) 024-924-3471	/				
<input type="checkbox"/> 市営住宅に関する事	●担当課へお問合せください	住宅政策課 (本庁舎3階) 024-924-2631	/				